

個別対話、多段階審査普及へ

PFIの入札契約 内閣府方針

現行法で 対応 月内にも公表

内閣府は、PFI事業の入札契約制度で、民間事業者からの提案内容についての発注者と事業者による個別対話や、事業者を段階的に絞り込む多段階審査を普及させることを決めた。対象には、病院や刑務所などの運営重視型事業や、大型で事業期間が長い事業を想定。既に現行法の枠内で可能な運用方法について関係機関と調整を進めており、11月中にも関係官庁の申し合わせ事項として公表する方針だ。WTO政府調達協定の改定に伴う既存制度の見直しの中で、個別対話や多段階審査を会計法などの国内法令に位置付けることを目指し、関係機関との調整も進める方針。

総合評価方式による事業者の選定基準や評価方法の見直しも検討する。

内閣府は、入札契約制度に関する調査・検討を日本総合研究所に委託。同社は、中央建設業審議会（中建設、国土交通相の諮問機関）のワーキング

受・発注者に調査を行った上で、入札契約制度に「落札後に初めて発注者の意向との食い違いがつかない」といった意見が出たことから、調査結果では、発注者から「民間事業者と意思

疎通を図りたい」、受注者からは「落札後に初めて発注者の意向との食い違いがつかない」といった意見が出たことから、調査結果では、発注者から「民間事業者と意思

疎通を図りたい」、受注者からは「落札後に初めて発注者の意向との食い違いがつかない」といった意見が出たことから、調査結果では、発注者から「民間事業者と意思

から、当面は現行法の枠内で対応可能な仕組みを整理する。対話については、事業者別に説明会を行った東京都の事例などを参考に枠組みを整える考えだ。

このほか内閣府は、▽発注者が事業者選定で設置する審査委員会の役割▽総合評価方式の配点バランス▽非落札者への対応▽指名停止措置のあり方―を検討課題に位置付けており、対応内容を引き続き検討する。